

重要事項説明書

【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス】

事業所はご契約者に対して長門市指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供します。サービス提供に当たり、事業所の概要やサービス内容、契約上ご留意いただきたいこと等を次のとおり説明します。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人長門市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	長門市東深川1321番地1
代表者の氏名	会長 檜垣 正男
電話番号	0837-22-8294
FAX 番号	0837-22-4340
設立年月日	平成17年3月22日

2 事業所の概要

事業所の名称	グループホームやすらぎの里	
事業所の所在地	長門市油谷河原2016番地11	
長門市指定番号	3591100114	
管理者氏名	三輪 みどり	
電話番号	0837-32-1517	
FAX 番号	0837-32-1518	
敷地面積	1218㎡	
利用定員	9名	
建物・設備	構造	木造平屋建て
	延床面積	384㎡
	居室数	9室 1室あたり12㎡(定員1名)・冷暖房付き
	リビング	48㎡
	ダイニング	90㎡
	キッチン	電磁調理器
	浴室	特殊浴槽
	消防設備	スプリンクラー 自動火災報知機 誘導灯 消火器

3 事業の目的と運営方針

事業目的	<p>社会福祉法人長門市社会福祉協議会が設置運営する長門市指定地域密着型サービスに該当するグループホームやすらぎの里（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護者又は要支援2の者であって認知症の状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。</p>
基本方針	<p>認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において家庭的な環境の下で、食事、入浴並びに排せつ等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する。</p>
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴並びに排せつ等の介護その他日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるよう生活機能の維持向上に努める。 2 利用者が自らの趣味並びに嗜好に応じた活動及び充実した生活を送れるよう支援し、精神的な安定並びに周辺症状の軽減及び認知症の進行を緩和するよう努めるとともに、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活を送れることにより、達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。また、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 4 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービス提供等について理解しやすいように説明を行う。 5 行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 6 前各項のほか、事業所において提供する事業は、介護保険

	法及び長門市の条例に定める趣旨並びに内容に沿ったものとする。
--	--------------------------------

4 職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名（常勤兼務）	事業の統括、相談・介護業務
計画作成担当者	1名（常勤兼務）	認知症対応型共同生活介護計画の作成、相談・介護業務
看護職員	1名（常勤兼務）	健康チェック等の看護業務、介護業務
介護職員	9名（専従6兼務3）	介護業務
調理員	2名（非常勤）	食事の準備・配膳・後片付け
宿直職員	3名（非常勤専従）	巡回、夜勤者の補助

5 勤務体制

勤務時間（シフト制）		配置人数	休暇
早 出	7：00～15：45	1	シフトによる
日 勤	8：30～17：15	1～2	
遅 出	10：00～18：45	1	
夜 勤	17：00～10：30	1	
宿 直	17：00～8：30	1	

6 休業日

なし

7 サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

（1）介護保険給付によるサービス・費用

サービスの種別	内 容
食事	法人の管理栄養士が作成した献立をもとに、家庭的な雰囲気の中で、利用者の身体状況、嗜好等に応じた食事を提供します。食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮しています。食材料費は給付対象外です。
排せつ	利用者の状況に合わせて適切な排せつの介助と、排せつの自立の援助を行います。

入浴・清拭	利用者の希望や状況に応じて入浴を行います。入浴されない時にはご希望に応じて清拭等を行います。
自立への支援 (日常生活上の世話)	寝たきり防止のため、離床の支援を行います。 清潔・整容・更衣その他日常生活上の世話・相談・援助を行います。
機能訓練	離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	看護職員が血圧や脈拍、体温などの健康チェックや薬の管理を行います。受診時や入退院時に医療機関との連携を図ります。

費用につきましては、介護報酬の1～3割をお支払いいただきます。料金詳細については、別紙利用料金説明書をご参照ください。

(2) 介護保険給付以外のサービス・費用

項目	内容	自己負担額
食事代	食事時間 朝食 午前7時30分 昼食 正午 夕食 午後6時 食事場所 食堂 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。 食事代は提供した食事数に応じて計算します。	月額36,000円 (30日分の場合) 朝食 300円/食 昼食 450円/食 夕食 450円/食
家賃	全室個室 ※月途中に入退所等があった場合は、下記の計算式で日割り計算します。 25,000円×利用日数/当該月の日数 ※外泊及び入院等で、居室を空けた場合は、概ね3か月間は居室を確保、在籍料として1日2,000円を負担していただきます。	月額25,000円
光熱水費・管理費	利用日数にかかわらず全額いただきます。	月額7,000円
その他	おむつ代、理美容代、医療費、その他日常生活上で負担が適当であると認められたものは実費となります。	

8 利用料のお支払方法

上記の料金・費用は1か月ごとに計算し請求しますので、次のいずれかの方法により、翌月25日までにお支払ください。

(1) 銀行自動引き落とし

お取り扱い金融機関 山口県農協・ゆうちょ銀行

(2) 事業所での現金払い

9 相談・苦情申し立て窓口

社会福祉法人 長門市社会福祉協議会 (長門市東深川 1321 番地 1)	受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝祭日を除く) ご利用方法 電話 0837-22-8294 面談 長門市社会福祉協議会 苦情解決責任者 事務局長 宇野 英樹
グループホームやすらぎの里 (長門市油谷河原 2016 番地 11)	受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 電話番号 0837-32-1517 苦情受付担当者 管理者 三輪 みどり
長門市役所 高齢福祉課介護支援班	受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝祭日を除く) 所在地 長門市東深川 1339 番地 2 電話番号 0837-23-1158
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	受付時間 午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝祭日を除く) 所在地 山口市朝田 1980 番地 7 電話番号 083-995-1010
山口県介護保険審査会 山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班	受付時間 午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝祭日を除く) 所在地 山口市滝町 1 番 1 号 電話番号 083-933-2774

10 協力医療機関

事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力機関として連携体制を整備しています。

医療機関名	所在地	電話番号
友近内科循環器科医院	長門市油谷新別名 999 番地 10	0837-32-1180
長門総合病院	長門市東深川 85 番地	0837-22-2220
藤井歯科医院	長門市油谷新別名 993 番地 11	0837-32-0037

1.1 非常災害時の対策

サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合には、従事者は利用者の避難等適切な措置を講じます。

管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に（年2回以上）行うものとします。

1.2 緊急時の対応

サービスの提供中に身体に関わる事故が発生した場合は、主治医等下記の緊急連絡先（家族等）へ速やかに連絡し、必要な処置を講じ、また保険者にも報告します。

利用者の主治医	氏名 所属医療機関名 電話番号
緊急連絡先の家族	氏名 続柄 住所 電話番号

1.3 事故発生時の対応

事故発生時の連絡	サービスの提供中に生命、身体、財産等に損害を与えるような事故が発生した場合、速やかに状況を把握し必要な場合は、主治医あるいは協力医療機関に連絡しその指示により対応します。また、家族に連絡して内容を説明するとともに、長門市高齢福祉課介護支援班や関係機関等へ連絡し、必要な措置を講じるものとします。
----------	---

損害賠償	利用者に対するサービスの提供に当たり、事故が発生し、利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。
原因の究明及び再発防止	発生した事故については詳細に記録し、関係者に報告するとともに、検討会を開催して内容を検討し、原因の究明に努めます。またその原因結果により、再発を防ぐための対策を講じます。

1.4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者

管理者： 三輪 みどり

1.5 身体的拘束等に係る手続きについて

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

また、実施した際には詳細に記録し、拘束・抑制を早急に解除できるよう、検討委員会を開催し、改善していきます。

1.6 ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は、原則として午前8時30分から午後6時までとします。それ以降は事前にご相談ください。来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て、許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って大切にご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。

迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の利用者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品・現金等の管理	貴重品等の所持品又は現金等は、責任をもって保管してください。利用者において保管が困難な場合にはご相談の上、保管をいたします。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

17 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
実施した直近の年月日	令和7年3月18日
実施した評価機関の名称	グループホームやすらぎの里 第6回運営推進会議
評価結果の開示状況	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

重要事項説明・利用者負担説明 同意書

令和 年 月 日

事業所は、長門市指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供開始に当たり、利用者及びその家族に対して本書面に基づき、重要事項及び利用者負担、個人情報の取扱い、重度化した場合の対応に係る指針についての説明を行いました。

グループホームやすらぎの里
説明者 職名 管理者
氏名 三輪 みどり 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び利用者負担、個人情報の取扱い、重度化した場合の対応に係る指針について説明を受け、長門市指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供開始に同意しました。

私は、個人情報保護法及び守秘義務に基づいた介護計画の作成、運営推進会議、サービス担当者会議、通院あるいは他の施設利用等において、関連機関等が必要とする場合には、私や家族の情報をを用いることに同意しました。

利用者 住所
氏名 印

利用者家族 住所
氏名 印

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって上記署名をしました。

代筆者 住所
氏名 印
続柄